

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も、定刻にご参集を頂きまして誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番、隅岡美子君、10番、尾崎忠義君を指名致します。

日程第2、一般質問を行います。

今定例会から、一問一答方式を追加採用し、一括方式との選択制によって行います。

又、質問者の一人の持ち時間は質問と答弁時間を合わせて45分以内といたします。

尚、質問は今回新たに設けた質問席にてお願いをいたします。

それでは質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に7番、小川保君。

議員（小川 保）

おはようございます。

7番、小川保です。

本日の質問は、1、乳幼児医療制度について、2、教育行政について、以上、2点でございます。

質問に先立ちまして、この議場に参集されました全ての皆様に、ご報告申し上げます。

冒頭、議長から説明がありましたように、議会活性化のプロジェクト活動によりまして、一般質問の形態ならびに議場の改修が一部行われました。

一つ、前面に国旗を追加し、町旗を国旗に統一して設置。

一つ、質問席を議員席側に変更設置。

一つ、議員席での氏名標の変更設置。

一つ、質問時間確認用の電光タイマーの設置。

一つ、傍聴席椅子の交換設置でございます。

そして、今、9月定例議会から、「一問一答方式」を追加採用し、「一括質問方式」と併せてどちらの方法でも良い、選択制にするなど、議会制民主主義に相応しい議場のシステムとなりました。

これは議会改革の一環として私共議員が互いに検討を重ねたものであります

が、しかしながら、まだまだ改革の緒に就いた、始めの一步であります。今後もこのプロジェクトを推し進め、より良い町づくりにまい進致したいと、強く思うものであります。

さて、その一問一答方式に従い、大枠のテーマごとに質問致します。

先ず、一つ目の乳幼児医療制度について。

8月20日付の日経新聞に、「子育て世帯奪い合い」「医療費補助が急増」という記事が掲載されておりました。

その内容は「全国の地方自治体が子供の医療費補助の対象を広げている。中学生まで助成する市区町村が2014年には、前年から99ヶ所増えて初めて全体の5割を超えた。また、高校生までとする自治体も全体の1割を超え、子育て世帯を呼び込みたい自治体が補助を競っている。子供の医療費はもともと、就学前なら2割、小学生からは3割を自己負担とするのが国の原則であります。厚生労働省が全国1742市区町村の外来医療を調べたところ、全ての自治体で子供の医療費に何らかの補助を出していた。そのため個人の自己負担額はこれよりも安くすみ、また全体の5割超えにあたる986カ所では、都道府県や市区町村の負担で一定の年齢まで手厚く補助して自己負担をゼロにしている。」といった内容の記事でありました。

また、国がその補助を負担していない事のみならず、手厚く助成している地方自治体に対しては、財政的に余裕があるとの判断、或いは「コンビニ受診」を助長するなどとして、半ばペナルティ的に国民健康保険制度に於ける国庫負担金の減額までが行われているという話も聞いております。

この事は、少子化対策の一つでもあります、子育て支援策に国はいわば逆行しているともいえましょう。

さて、多度津町の現状ですが、乳幼児の健全育成と児童福祉の増進に寄与する事を目的に、昭和48年に乳幼児等医療費助成制度を創設し、以後、助成対象の充実・拡大が図られてきました。

現在の制度では、対象期間が中学校卒業までの、通院と入院を含めた医療費の一部負担金を助成する制度となっており、このうち、7歳未満の子供については原則として窓口の支払いが不要となる『現物給付』としており、7歳以上の子供については、保護者からの申請が必要な『償還払い』の制度となっており、つまり、7歳以上の子供については一旦、各個人が現金支払いし、申請の後に相当分が償還されるとなっております。

真に子育て支援として、良い施策であろうと評価出来ます。

乳幼児医療制度は、医療費の自己負担の軽減等、子育て家庭に対する経済的支援となるものでありますが、しかし、国の現行制度には無く、地方の単独事業として各自自治体の判断で行うものであり、結果、自治体間で格差も生じておる

ようです。

さて、ここで質問です。

乳幼児医療制度の現状と方向性についておたずね致します。

県内に於いて、支給対象や現物給付、償還払いなど、各市町の状況はどの様になっておりますか。

そして香川県と多度津町の其々の負担額の実態など分かっている範囲で宜しいのですが、どの様になっておりますか。

又、それらを踏まえて、県や国からの支援がなく、財政的に非常に厳しい中ですが、子育て支援としての拡充策を検討すべきではないでしょうか。

また、それに必要とされる予算額なども可能であればお願い致します。

よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員ご質問の乳幼児医療費助成制度について答弁を申し上げてまいります。

議員のご質問にありますように、平成26年度から子育て支援策の一環として乳幼児医療費の助成対象者を「満15歳に達した日以後の最初の3月31日まで（中学校卒業まで）」に拡充いたしました。

しかし、助成の方法については医療機関窓口での支払いが生じない現物給付の対象者は「7歳の誕生月の末日まで」としており、それ以降の対象者については償還払いとして、対応をお願いしてまいっております。

そこでまずご質問の1番、「県内他市町の状況」につきましては、県内8市9町のうち中学校卒業までを対象として医療費助成の県内現物給付を完全実施している市町は4市4町（丸亀市、坂出市、観音寺市、三豊市、土庄町、三木町、直島町、小豆島町）であり、その他の市町においては市内及び隣接市を対象に現物給付しているもの、また入院は現物給付しているが外来については就学前までを対象としているもの、あるいはすべて償還払いで対応しているもの、などさまざまな状況となっております。

続いて2番、「乳幼児医療費における香川県と多度津町の負担の実態」についてでございますが、まずそれぞれの対象年齢は、香川県が「就学前まで」で所得制限も設けております。

一方本町におきましては、対象年齢が「満15歳に達した日以後の最初の3月31日まで」で、所得制限も撤廃しております。

現在把握しております実数で申し上げますと、全対象者数が2,983人で、その内県補助対象者数が1,097人であり、残り1,886人が多度津町の単独事業としての対象者数となっております。

その結果、昨年度の「乳幼児医療費支出状況調の実績報告」によりますと、乳

幼児医療費の助成総額に占める県補助金の割合は28%であり、残りの72%が町負担となっております。

続いて3番目のご質問、「今後の多度津町におけるの拡充策」につきましては、財政的な面は懸念されますが、他市町の状況をも勘案しながら前向きに検討しているところであり、後日開催の総務教育常任委員会にて詳細のご報告をさせていただきたいと考えております。

最後に4番目、「拡充するにあたっての予算額」につきましては、扶助費が約1,327万円の増額、また支払機関に支払う審査支払手数料が約260万円の増額、あわせて1,587万円の増額になると推計しております。

これに合わせて、実質的な負担増としては目に見えて現れませんが、先ほど小川議員からのご質問の中にもありましたように現物給付化することによって国からのペナルティー、いわゆる国民健康保険制度における国庫補助金の減額調整措置も適用されることにより、約26万円の減額になると推計しております。

執行部におきましては、今回ご質問のあった乳幼児等医療費助成制度を含めた、福祉医療費助成制度全体に係る「助成の方法」について、前向きに協議を進めているところであります。

以上、簡単ではございますが、ご理解賜りますようお願い申し上げ、「乳幼児医療費助成制度」についての答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

詳細にご説明いただきまして大変よく理解できました。

ただ先程の丸尾町長からのご回答の中で、実質的な負担増としてうんぬんの後国からのペナルティー、こういった問題につきまして実は8月に町長と私共平成会の議員団で東京厚労省の方に陳情に参りました。

このペナルティーの措置についてもぜひ改善をいただきたいという方向で陳情を申し上げたわけですが、それについての感覚と言いますかちょっと町長のお考えをいただきたいなと思います。

お願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

ただいま小川議員の追加質問の、これは国のペナルティー、私どもの行政に対してのペナルティーと捉えていることではありますが、国民健康保険の調整率ですねその調整率というのがあります、国の方はそれぞれの市町に対して国保会計にどのくらいの予算を投入できるのか、それによってたくさん予算を投入しているところについては調整率というのがあります、その調整率によって補助金が減らされるということになっています。

これは先程小川議員の方からのご質問の中にもありましたように、一生懸命努力をして町の財政出動もしながら何とか子どもの乳幼児の医療費無料化に一生懸命やっている市町に対してペナルティーを与えるというのは、それは間違っているのではないのか。

このことは国に対して、先程小川議員がおっしゃいましたように私共また新田県議会議員、そして平成会の議員の皆様方と一緒に同行していただいて国の厚労省の方に陳情にいったところであります。

またそれより以前にも浜田知事の方にも再度、事ある度にこの調整率の撤廃というのはお願いをしているわけでありますけども、元来は香川県が中学校卒業までの乳幼児医療費の無料化を進めてくれればそれは解決できるわけですけども、なかなかそこまでは県の財政もありますので、そこまではできません。それで今はやっぱり国の国民健康保険の給付の調整率の撤廃というのを国に、県を通して国にお願いしておるところです。

まだ結果としていい答えは出ておりませんので、それができるまでは町の財政の負担になると覚悟しております。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

本件についてはまた後日開催されます総務教育常任委員会で大いに議論をしたいと考えております。

その折にはよろしくお願い致します。

次、2つ目のテーマに移りたいと思います。

教育行政について質問致します。

本年4月1日から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、新たな教育委員会制度が始まりました。

この改革のポイントは4項目ほどあります。

1つ目、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置、2つ目、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、3つ目、全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置、4番目、教育に関する「教育大綱」を首長が策定、以上の4項目が主な改正点であります。法律が施行後も経過措置がある「新教育長制度」などについては、これからでありましょうが、「総合教育会議」や「教育大綱」については、既に取り組みされている事と拝察致しております。さて、ここで質問です。

「総合教育会議」の実施状況や協議内容はどうなっているのでしょうか。

又、今後どの様な内容を協議していく会とするのでしょうかお伺いいたします。

教育課長（岡 敦憲）

おはようございます。

小川議員のご質問「総合教育会議」の実施状況・協議内容及び今後の協議内容などについて、お答えいたします。

実施状況であります。5月19日と8月13日の2回、開催いたしております。内容につきましては、第1回目の会合では、国が示す「総合教育会議」の役割や会議の招集方法」「非公開に処すべき事案が生じた場合の会の運営方法」などを協議するとともに、「町長・教育委員の教育に対する思い」等をフリートーキングに近い形で意見の交換を行いました。

第2回目の教育会議では、本教育会議の協議内容を、基本、「教育大綱についての意見交換」を行う会議と位置づけるとともに現在策定中の「町総合計画」との整合性を確保しつつ、本年度末までに大綱を策定することや町長の「大綱に盛り込むべき思い」を語っていただいたところであります。

簡単ではございますが、ご質問の総合教育会議の実施状況、協議内容、今後の協議内容等についての答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

今のお答えのとおり、この「総合教育会議」で「教育大綱」の内容を協議していくということですが、今年度末までにはその進捗を進めてまいりたいというお答えでございます。

非常にありがたいお答えであります、スケジュール的にはね、それでよろしいかと思えますけれども、出来るならばその回数、総合教育会議を回数をちょっと増やしていただいて内容を充実したものにさせていただく、スケジュールを守るということは非常に大事なことですけれども、その内容についてお願いをしていただきたいなと思えます。

他の市町では既に策定されている様に伺っておりますので、ちょっとそこら辺についても再度ご回答お願いしたらと思えます。

教育課長（岡 敦憲）

再質問の総合教育会議スケジュールであります。ご承知のとおり総合教育会議は首長、町長が招集することになっております。

会議録の作成、修正案等の作成、さらには色々な業務・会合等の関係から現在のところ2ヵ月程度ごとの会になろうかと考えております。

また、現在把握している限りでは、県内で一市が策定済みであろうかと思っております。

香川県におきましても本年度末の策定を考えておると聞いております。

先程も述べましたように町の総合計画との整合性を保つ関係上からも本年度

末の策定に向けて、協議を重ねていきたいと考えております。

簡単でございますが、スケジュールについての答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

スケジュールについてはぜひそのように行っていただけたらと思います。

さて、町長にお伺いします。

教育大綱について、その目標、また保護者が期待する教育をどのように認識理解し、そして教育大綱にいかにか反映していくのか。

保護者の期待する教育とは、いかがなものでしょうか。

そして、町の総合計画との整合性を確保しつつ、総合計画の主役であるのが実は教育が望ましいのではないかと私は考えております。

いかがなものございましょうか、お願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員のご質問にお答えをしてみたいです。

教育大綱につきましては、これは国の文科省ですね、文科省の定めた教育基本法という法律に則りその中で策定をしていくわけですが、それが原則でありますけども、また子どもの幼児教育から子どもの教育それから生涯教育ですね、大人の生涯教育まで含めた町民全体の教育の指針となるべきものであり、それが教育大綱だと考えております。

その中で総合計画を鑑みながら整合性を図りながら、その中におきましては私自身の考えといたしまして、多度津町っていうのは歴史と伝統、文化の町、歴史に富んだ町であります。

そういうことを子どもたち、また町民の皆さんに知らしめていくこと、そして多度津町に対して誇りと愛着を持っていただけるそういうふうな教育の方針にしたいと思っております。

これは総合計画の中にも入っておりますし、また教育大綱の中にもうたっている、そして町民の皆様と一緒に多度津町の宝であります子どもの教育を行っていくというのが根本的な考えであります。

ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

多度津町の歴史、そういったものは非常に重要でありますし、私自身も非常に大好きであります。

町あるき等を通じていろいろ町民のみならず、他の地区からの皆さん方にもPRしていきたいと思っております。

一緒に考えていきたいなと思っております。

さて、ここでちょっと視点を変えまして人口減少問題、これにかかわっての教育、こういった内容についてお伺いをしていきたいと思ひます。

これについては教育長またご回答願えたらと思ひます。

今現在非常に教育行政等々がありますが、例えば一つ幼稚園の問題でございます。

多度津地区、豊原地区、白方地区、そして四箇地区と、4地区に公設の幼稚園があります。

それぞれの園児たち、この人数が段々と少なくなっておる地区も伺っております。

そういった問題について幼稚園の統合等々も含めまして教育長のお考えをいただけたらなと思ひます。

よろしくお願ひします。

教育長（田尾 勝）

小川議員の質問にお答えします。

総合教育会議のフリースペースの中でも幼稚園教育の在り方については意見が出て、幼稚園教育の在り方というのは今後の大きな課題であるという共通認識は持ちました。

そこでその課題の中でも特に喫緊の課題として、白方幼稚園の適正規模の課題があるように思ひます。

今現在白方幼稚園では年少が3名、年中が6名、年長が5名、園児数で14名という形になっています。

今後も推計してみると中々園児数が増える見込みが非常に少ないということが予想されます。

幼稚園教育の特徴というにはやはり同年代の集団のある程度の園児の人数がそろってその中から学んでいくというところに大きな特徴があるように私は思ひています。

そのためには適正な園児数が必要でないかなというふうに思ひています。

そこで園児の成長とか保護者の負担とか園の経営とか総合的に考えて、白方幼稚園をどのようにするかということで新入園児の募集をとりあえず停止してみたらどうかとか、複式学級にしてみたらどうかとか、保育所との連携を図ってみたらどうかというような諸々の案が出ております。

それを更に検討して適正規模で行えるように進めていきたいなというふうに考えています。

今後は保護者、地域の皆さんまた議員の皆様にもご説明して理解を得ながら進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

教育長のお考えの内容について大いに参考になる内容が出てまいりました。特に今現在園児数ですね、ちょっと私の方で調べさせて頂きましたが平成23年度においては四箇幼稚園が74名、3学年一緒ですね、合同でトータルで74名、で白方が20名、豊原が112名、多度津が50名、合計の256名。

これは公立の多度津町立の幼稚園ですね。

以降24, 25, 26とありまして、27年度が四箇が62名、白方が14名、豊原89名、多度津45名、合計で211名ということです。

つまり多度津町全体で幼稚園児ですね、保育園じゃなくて幼稚園児の数が211名と、そのくらいの程度の人数でございます。

先程、教育長の方からお話がありましたように、ある程度の適正な人数の中で教育が行われるという環境を確保するのが、やはり子どもたちの今後の育成上非常に大事なことでないかなというふうに思われます。

そういったところも含めて強く進めていただければありがたいなと思います。

もちろん白方地区のその地域の特性というものもありますので、完全になくしてしまうということも一部考えとして違うかなという部分もあろうか思いますけれども、しかしあくまでも多度津町は一つであるということです。

かつて合併を繰り返した中で今現在多度津町は一つで動いておるということ踏まえますと、地区であまりにも固執しすぎるのもいかなものかと思えますし、そして人数がたくさんおるんであれば、それぞれの地区で検討していただくというのもよろしいかと思いますが、今の先ほど申し上げた211名という人数の中でいけば、どういった戸数があればいいのかというのが検討の課題ではないかと思えます。

そういったところもう一度教育長の方から深めていけたら、ちょっとご回答いただけますか。

教育長（田尾 勝）

今の小川議員のご質問にお答えします。

やはり幼稚園教育というのを考えた時に対極的に見れば多度津町の4つの幼稚園のあり方全体をどうするかと一つ考えなければいけないなど。

それがまず大切なことではないかというふうに思っております。

ただ本当に白方幼稚園の実情をみると喫緊の課題で何らかの措置を十分検討を得ながら進めていく必要があるかなというふうに思っています。

同時並行して考えていかなければならないことだとは思いますが、また

委員会でも検討し、また議員の皆様にも意見をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

議員（小川 保）

以上で私の質問を終わります、ありがとうございます。